

## あま市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき、本市におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたあま市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、あま市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種組織、団体の代表者
- (3) 公募により募集した市民
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に開催される会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。